

布団の訪問販売に関する情報提供

福岡市消費生活センターでは、布団の訪問販売を行っていた事業者に対し「福岡市消費生活条例」第22条第1項に基づき調査を行った結果、第21条第1項に規定する不当な取引行為を行っていると認められたため、平成17年12月9日、第22条第2項に基づき是正指導を行いましたので情報提供します。

布団は消費生活センターへの相談が多い商品の一つですが、特に気を付けたいのがこのような消費者の誤信を招く情報を提供して契約を勧誘する訪問販売です。消費者被害を未然に防止するため、一般的な手口や対処法等について報道方よろしくお願ひします。

1 是正指導を行った布団の訪問販売業者について

(1) 相談傾向

- 平成16年4月から平成17年9月末までの相談件数は46件。
- 契約当事者は女性が76%と多く、年代別では20歳代前半(76%)に集中している。

(2) 是正指導を行った不当な取引行為の内容

- 販売以外のことが目的であるかのように見せかけ、販売の意図を明らかにしないで訪問し、誤信を招く情報を提供して不安にさせ、勧誘を行う(条例第21条第1項第1号に該当)。

2 当センターに寄せられた布団に関する相談の概要

(1) 相談傾向(布団の購入契約や品質等に関する相談や問い合わせの件数)

- 平成16年度の相談件数は186件、その多くが訪問販売によるもの。
- 契約当事者は女性が79%と多く、年代別では20歳代前半(31%)と70歳以上(27%)が多い。

(2) 訪問販売の手口と問題点

- 「布団のクリーニングをしませんか」「以前、ご購入いただいた布団の点検に来ました」などと布団の販売が目的であること隠して訪問する。
- 「この布団はクリーニングできない」「この布団は埃まみれで使用できない」「この布団にはダニがいる」などと消費者を不安にさせ、布団の契約を勧める。
- 男女間の恋愛感情を利用して近づき、契約するよう誘引する。

(3) 対処法

- 突然訪れた見知らぬ業者を家に入れないようにしましょう。
- 業者の説明をうのみにして慌てて契約しないようにしましょう。
- 必要のない契約ははっきり断りましょう。
- 訪問販売の場合は契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件で契約を解除することができる制度)ができます。
- 布団を使用している期間内であればクーリング・オフできます。また、期間が過ぎていても「特定商取引法」や「消費者契約法」による取消ができる場合もあります。あきらめずに早めにセンターにご相談下さい。